

資 料

英米刑事法研究 (30)

英米刑事法研究会
(代表者 小川 佳樹)

〈アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究〉

アメリカ合衆国最高裁判所2014年10月開廷期
刑事関係判例概観

田中利彦	洲見光男
中島宏	松田正照
小川佳樹	滝谷英幸
杉本一敏	小島淳
原田和往	松本圭史
熊谷智大	大庭沙織
田山聡美	

アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究

アメリカ合衆国最高裁判所2014年10月開廷期
刑事関係判例概観

- | | |
|--|---|
| I はじめに | VII 上訴等 |
| II 逮捕, 捜索・押収 | Davis v. Ayala, 135 S. Ct. 2187 (2015) |
| Rodriguez v. United States, 135 S. Ct. 420 (2015) | Glebe v. Frost, 135 S. Ct. 429 (2014) (per curiam) |
| City of Los Angeles v. Patel, 135 S. Ct. 2443 (2015) | Jennings v. Stephens, 135 S. Ct. 793 (2015) |
| Carroll v. Carman, 135 S. Ct. 348 (2014) (per curiam) | VIII 行刑 |
| Heien v. North Carolina, 135 S. Ct. 530 (2014) | Holt v. Hobbs, 135 S. Ct. 853 (2014) |
| Grady v. North Carolina, 135 S. Ct. 1368 (2015) (per curiam) | Coleman v. Tollefson, 135 S. Ct. 1759 (2015) |
| City & Cnty. of San Francisco v. Sheehan, 135 S. Ct. 1765 (2015) | Taylor v. Barkes, 135 S. Ct. 2042 (2015) (per curiam) |
| III 弁護 | IX 刑事実体法 |
| Christeson v. Roper, 135 S. Ct. 891 (2015) (per curiam) | Yates v. United States, 135 S. Ct. 1074 (2015) |
| Woods v. Donald, 135 S. Ct. 1372 (2015) (per curiam) | Elonis v. United States, 135 S. Ct. 2001 (2015) |
| IV 事実審理手続 | McFadden v. United States, 135 S. Ct. 2298 (2015) |
| Lopez v. Smith, 135 S. Ct. 1 (2014) (per curiam) | Johnson v. United States, 135 S. Ct. 2551 (2015) |
| V 証人対面権 | Whitfield v. United States, 135 S. Ct. 785 (2015) |
| Ohio v. Clark, 35 S. Ct. 2173 (2015) | Mellouli v. Lynch, 135 S. Ct. 1980 (2015) |
| VI 死刑 | Reed v. Town of Gilbert, 135 S. Ct. 2218 (2015) |
| Brumfield v. Cain, 135 S. Ct. 2269 (2015) | |
| Glossip v. Gross, 135 S. Ct. 2726 (2015) | |

X その他	S. Ct. 1780 (2015)
Johnson v. City of Shelby, 135 S. Ct. 346 (2014) (per curiam)	Kellogg Brown & Root Servs. v. United States <i>ex rel.</i> Carter, 135 S. Ct. 1970 (2015)
Dep't of Homeland Sec. v. MacLean, 135 S. Ct. 913 (2015)	Kingsley v. Hendrickson, 135 S. Ct. 2466 (2015)
Henderson v. United States, 135	

I はじめに

本概観では、アメリカ合衆国最高裁判所（連邦最高裁）2014年10月開廷期の30件の刑事関係判決を紹介する。

今期は、全体的には、全裁判官一致の法廷意見が形成された判決も、その他の結論において全裁判官一致の判決も減少し、5対4に分かれる判決が増加した。そして、ロバーツ長官が多数派に与しない判決の件数は前開廷期から倍増した。他方、本概観でとり上げる刑事関係の判決については、5対4に分かれた判決が増加した一方、結論において全裁判官一致の判決も増加し、ロバーツ長官が多数派に与しない例は前開廷期とほぼ同数である。

今期の刑事関係判決の内容をみると、捜査実務における合衆国憲法修正4条関係の先例の法理や連邦の刑罰法規の拡張的な解釈・運用に一定の歯止めをかける態度を明示したこと、とくに、後者については直近の判例を変更するという思い切った行動もとったことが目を惹く。

「逮捕、搜索・押収」で紹介する Rodriguez 判決は、警察の現場において一般化している交通違反を理由に停止させた車両に対する薬物探知犬の利用——現に、警察車両で1人勤務をしていたこの事件の警察官は、薬物探知犬を同乗させていた——に関する事案であるが、自動車の停止は警告切符の交付に終わる交通違反の処理のために合理的に必要な時間を超えて行われる場合には違法となるとして、薬物探知犬の利用によって発見された薬物の証拠能力を認めた下級審の判断を覆して、事件を差し戻した。薬物探知犬の利用に関しては、スーツケースを対象とした事案に関する1982年10月開廷期の Place 判決⁽¹⁾や、本件と同様の自動車を対象とした事案に関する2004年10月開廷期の Caballes 判決⁽²⁾によって、法禁物所持の正当な利益は存在し得ず、法禁物である薬物の

(1) United States v. Place, 462 U.S. 696 (1983).

(2) Illinois v. Caballes, *infra* note 10.

存否しか明らかにしない措置はいかなる正当なプライバシーの利益も損なわないから、外部から薬物探知犬による検査を行うこと自体は修正 4 条の搜索に当たらないとされている。そうすると、薬物探知犬の利用の成果物である証拠の許容性の判断は、もっぱら、薬物探知犬が利用できる状態になる過程、あるいは、警察官においてそのような状態を作出する過程をどう評価するかにかかってくるが、その評価には微妙な価値判断が伴う。Caballes 判決は、交通違反について警告切符を発行するのに合理的に必要な時間を超えて停止（抑留）を継続することは違法であるという一般論を述べているが、同事件の事実関係は、警告切符作成中に、薬物探知犬を同行していた別の警察官——当該交通違反による車両停止の報を警察無線で聞きつけて現場に駆けつけていた——が探知犬を使用したというものであったこともあり、薬物探知犬を利用できる具体的な時間的限界は必ずしも明確には線引きされておらず、Rodrigues 事件の下級審の結論を導くような考え方を排除しない解釈の余地もあった。これに対し、連邦最高裁は、Rodrigues 判決において、交通違反のみを理由とする停止を利用して行う薬物探知犬の使用に関してであるが、捜査機関の拡張的な解釈・運用に歯止めをかける判断を示したのである。なお、2012年10月開廷期の *Jardines* 判決⁽³⁾では、薬物探知犬を連れた警察官が薬物の探知のために個人の住宅の玄関ポーチに至る敷地部分へ無令状で立ち入る行為を違法な搜索であると断じている。

連邦の刑罰法規関係では、エンロン事件などを契機として2002年に制定された捜査等の妨害等を目的とした記録、文書または有体物の破壊、隠匿等の処罰規定の適用の当否が争点となった *Yates* 判決において、漁船の船長が帰港途中に海に投棄した漁獲規制違反の証拠の魚は有体物ではあるが、同規定にいう有体物に該当しないとした。また、武装常習犯罪者法は、銃器所持禁止規定の違反に関して、「暴力的重罪」などの前科が三犯ある者について刑を加重する旨規定しているが、「暴力的重罪」の定義のうちの残余条項の解釈にはこれまでも争いがあり、連邦最高裁は、2006年10月開廷期以降、*James* 事件⁽⁴⁾、*Begay* 事件⁽⁵⁾、*Chambers* 事件⁽⁶⁾ および *Sykes* 事件⁽⁷⁾ の 4 件の事件をとり上げ、その

(3) *Florida v. Jardines*, 133 S. Ct. 1409 (2013) [紹介、田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2012年10月開廷期刑事関係判例概観」比較法学48巻1号268-270頁〔洲見光男〕(2014年)].

(4) *James v. United States*, *infra* note 55.

(5) *Begay v. United States*, 553 U.S. 137 (2008) [紹介、田中利彦ほか「アメリ

うち James 判決と Sykes 判決では漠然性ゆえに無効の主張も斥けている。しかし、今期、散弾銃不法所持が残余条項に該当するかが争点となった Johnson 判決で、同条項は不明確で、恣意性を生じさせ、デュー・プロセスに違反するとして、大胆な判例変更をした。

今期のその他の判決でマス・メディアの注目も集めたものとして、警察に対するホテルの宿泊者名簿提供義務に関する Patel 判決、児童虐待事件における証人対面権に関する Clark 判決、皮膚疾患がある場合を除き受刑者が髭を生やすことを禁じた州の矯正当局の方針が矯正施設その他の施設に収容されている者による信仰の実践に重大な負担を課すことを禁じた連邦法に違反するかが争点となった Holt 判決、死刑の執行方法に関する Glossip 判決、ソーシャル・ネットワーク上での脅迫事件に関する Elonis 判決、自治体の屋外掲示規制に関する Reed 判決がある。

(田中利彦)

II 逮捕, 搜索・押収

・Rodriguez 判決⁽⁸⁾

本件は、交通違反で自動車を停止させ、所要の手続を終えた後、薬物探知犬を使用したことが合衆国憲法修正 4 条に違反するかどうか争われた事案である。

警察官 Struble は、2012年 3 月 27 日午前 0 時過ぎ、交通違反の嫌疑で上告人 Rodriguez の自動車を停止させ、所要の質問や免許証、車両登録証、保険証書の確認などをした後、交通違反の切符を発付した。Struble は、Rodriguez に

カ合衆国最高裁判所 2007 年 10 月開廷期刑事関係判例概観」比較法学 43 卷 1 号 168-169 頁 [田山聡美] (2009 年)].

(6) Chambers v. United States, 555 U.S. 122 (2009) [紹介, 田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所 2008 年 10 月開廷期刑事関係判例概観」比較法学 44 卷 1 号 179 頁 [田中] (2010 年)].

(7) Sykes v. Unites States, *infra* note 56.

(8) Rodriguez v. United States, 135 S. Ct. 420 (2015). キンズバーク裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, スカリア, プライヤー, ソトマイヨール, ケーガン各裁判官同調) のほか, ケネディ裁判官の反対意見, トーマス裁判官の反対意見 (アリート裁判官同調, ケネディ裁判官一部同調), アリート裁判官の反対意見がある。

エンジンを切って降車し、パトカーの前に立って、応援の警察官が到着するまで待つよう指示した。午前 0 時 33 分、応援の警察官が現場に到着し、Struble が薬物探知犬に Rodriguez の自動車の周りを歩かせたところ、探知犬は薬物の存在を示す反応を示した。切符発付から薬物探知犬が反応を示すまでに経過した時間は、7、8 分であった。自動車搜索の結果、メタンフェタミンの入った大きな袋が発見された。

メタンフェタミン販売目的所持で連邦地裁に起訴された Rodriguez は、薬物探知犬を使用するため合理的な嫌疑なしに自動車の停止を長引かせたとして、自動車から押収された証拠の排除を申し立てた。治安判事は、7、8 分の延長は Rodriguez の有する修正 4 条の権利に対する極めて軽微な侵害 (*de minimis*) であって許容されるものであるなどとして、証拠排除の申し立てを却下した。連邦地裁と第 8 巡回区連邦控訴裁も、治安判事の判断を支持した。連邦最高裁は、薬物探知犬を使用するため、合理的な嫌疑なしに自動車の停止を長引かせることが許されるかどうかについて、下級審の間で対立があるとして、これを解消するため、上告を受理した。

連邦最高裁は、次の判断を示して、上告を棄却し、事件を差し戻した。交通違反による自動車の停止——乗員の身体拘束——は、逮捕というより Terry 判決⁽⁹⁾ の認めた短時分の停止に類似している。許容される停止時間は、交通違反を処理し道路交通の安全を確保するという、停止を正当化する任務によって決定される。Caballes 判決⁽¹⁰⁾ で述べたとおり、修正 4 条は、停止に関係しない一定の調査を許容するが、それは、道路上における抑留を長引かせない限りにおいてであり、自動車の停止は、警告切符を発付するという任務を完了するのに合理的に要求される時間を超えて行われるときは、違法となる。

第 8 巡回区連邦控訴裁は、Mimms 判決⁽¹¹⁾ において、警察官の安全確保のため、適法に停止させた自動車の運転者を降車させることなど、停止に加えて軽微な侵害を与えることが許されているとして、本件薬物探知犬の使用を許容しようとする。しかし、Mimms 判決の認めた警察官の安全に関する利益は、交通違反の停止それ自体に随伴する、警察官への危険から生じるものである。薬

(9) Terry v. Ohio, 392 U.S. 1 (1968) [紹介, 松尾浩也・アメリカ法 1969 年 2 号 246 頁 (1970 年)].

(10) Illinois v. Caballes, 543 U.S. 405 (2005) [紹介, 二本柳誠・比較法学 41 卷 1 号 252 頁 (2007 年)].

(11) Pennsylvania v. Mimms, 434 U.S. 106 (1977) (per curiam).

物探知犬の使用は、通常の犯罪行為に関する証拠の発見を目的とするものであり、交通違反以外の犯罪の捜査は、交通違反の処理という任務から外れるものであって、Mimms 判決に依拠することはできない。

なお、交通違反の調査に要する時間を越えた Rodriguez の抑留が犯罪行為に関する合理的な嫌疑によって許容されたかどうかの問題は、未解決であり、第 8 巡回区連邦控訴裁の審査に委ねられる。

(洲見光男)

・Patel 判決⁽¹²⁾

本件は、ホテルの経営者 (operator) に対し、宿泊客に関する情報を記録・保存し、警察官の立入り調査の際にこれを提供することを求め、提供しない経営者を処罰する条例が、文面上、修正 4 条に違反しないかどうか争われた事案である。

ロサンゼルス市条例は、ホテルの経営者に対し、宿泊客の氏名・住所、到着日・出発日、支払い方法のほか、部屋番号、室料などを記載した記録簿を作成し、これを 90 日間保存し、ホテルの経営にできるだけ支障をきたさない時刻および方法で行われる警察官の立入り調査に際し、記録簿を提出することを求め、これをしない経営者を軽罪——6 月以下の拘禁および 1000 ドル以下の罰金——で処罰する旨定めている。

被上告人 Patel らモーテル経営者のグループや宿泊施設協会は、この条例が修正 4 条に違反するとして宣言的判決および差止めを求めた。連邦地裁は、Patel らはその記録簿に対しプライバシーの合理的な期待をもたないとの判断を示した。これに対し、第 9 巡回区連邦控訴裁は、警察官の調査は修正 4 条にいう搜索に当たり、ホテルの経営者が遵守前審査 (precompliance review) の機会を与えられることなく、記録簿の不提出で処罰されるのは、修正 4 条の許容するところではないとして、連邦地裁の判断を覆した。これに対し、市側の上告が受理された。

連邦最高裁は、次の判断を示して、原判決を維持した。

本件問題は、第 1 に、修正 4 条についても、制定法に対する文面上無効の主

(12) City of Los Angeles v. Patel, 135 S. Ct. 2443 (2015). ソトマイヨール裁判官執筆の法廷意見 (ケネディ, ギンズバーグ, ブライヤー, ケーガン各裁判官同調) のほか、スカリア裁判官の反対意見 (ロバーツ長官, トーマス裁判官同調), アリート裁判官の反対意見 (トーマス裁判官同調) がある。

張が許されるかどうか、第2に、許されるとした場合、市条例の当該規定が文面上無効であるかどうかである。まず、第1の問題との関係では、当裁判所は、例えば無令状搜索を認める制定法に対する修正4条違反の主張を認めてきていることに注目すべきである。

第2の問題についてみると、ホテルの経営者は遵守前審査の機会を与えられていないため、市条例の当該規定は、文面上、連邦憲法に違反する。司法手続によらないでなされた搜索は、そのこと自体で、少数の例外に当たる場合を除いて、不合理なものである。例外の1つは行政搜索 (administrative search) であり、それが合憲であるためには、搜索を受ける者は、自らが同意をする場合や緊急事情が認められる場合を除いて、中立的な立場にある判断者による遵守前審査を受ける機会を与えられなければならない。また、市条例の規定振りからは、調査がホテルの経営者や宿泊者に嫌がらせをする口実に利用されるおそれがある。

上告人口サンジェルス市は、嚴重な規制を受ける (closely regulated) 事業については、より緩やかな基準により合憲性判断がなされるべきだと主張する。当裁判所が、政府の監督が長年にわたって行われており、その結果プライバシーの合理的な期待が認められない嚴重な規制を受ける事業に当たると判断したのは、アルコール飲料の販売⁽¹³⁾、銃器の取扱い⁽¹⁴⁾、鉱山の経営⁽¹⁵⁾、自動車の解体⁽¹⁶⁾の4事業のみである。ホテル事業は、公共の福祉に対する明白で重大なリスクを随伴するものとはいえない。

仮にホテルの経営が嚴重な規制を受ける事業に当たるとしても、修正4条の合理性が認められるためには、①検査を行う政府の実質的な利益が認められること、②規制スキームを実施するうえで無令状検査が必要であること、③検査計画において、検査が規則的に行われることなどが定められているため、令状に代替し得る保障措置が講じられていることという要件が充足されなければならない。しかし、ホテルの経営者による正確で完全な記録簿の作成を確保する利益は、①の要件を充たすであろうが、②と③の要件を充足するものではない。

(洲見光男)

(13) Colonnade Catering Corp. v. United States, 397 U.S. 72 (1970).

(14) United States v. Biswell, 406 U.S. 311 (1972).

(15) Donovan v. Dewey, 452 U.S. 594 (1981) [紹介、鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第2巻』58頁〔加藤克佳〕(成文堂, 1986年)].

(16) New York v. Burger, 482 U.S. 691 (1987).

・その他

逮捕、搜索・押収に関する本開廷期の判決としては、ほかに、家屋の裏の方にあるガラスの引戸をノックし、家屋内に立ち入った警察官について、当該行為を禁止する明確に確立した連邦法がなかったとして、損害賠償責任を否定した *Carman* 判決⁽¹⁷⁾、警察官が州の交通法規の解釈を誤り、同法違反の合理的な嫌疑が認められるとして被疑者の自動車を停止させた行為について、警察官の法律解釈の錯誤は客観的にみて合理的であったとして、修正4条に違反しないとした *Heien* 判決⁽¹⁸⁾、常習の性犯罪者の身体に衛星監視 (satellite-based monitoring) 装置を装着し、その移動を監視する行為は、修正4条にいう搜索に該当するが、当該行為が同条違反に当たるかどうかは、事情の全体性を考慮した合理性判断によるとした *Grady* 判決⁽¹⁹⁾、警察官が精神障害者の部屋へ立ち入るには、相手方の有する障害に配慮しなければならないとしても、本件当時、障害に配慮した立入りを受ける権利が明確に確立していたとはいえないとして、警察官の損害賠償責任を否定した *Sheehan* 判決⁽²⁰⁾ がある。

(洲見光男)

Ⅲ 弁護

弁護に関する本開廷期の判決としては、州裁判所で死刑判決を受けた被告人が連邦裁判所にヘイビラス・コーパスを求めたものの、「1996年テロ対策及び効果的な死刑法 (Antiterrorism and Effective Death Penalty Act of 1996 (AEDPA))」が定める申立ての期限を徒過して却下されたため、申立権の回復を求める手続を行うにあたって弁護人の交代を求めた事案について、*Clair* 判決⁽²¹⁾ が示した要件である「正義に資する場合 (interests of justice)」に当たる

(17) *Carroll v. Carman*, 135 S. Ct. 348 (2014) (per curiam).

(18) *Heien v. North Carolina*, 135 U.S. 530 (2014). ロバーツ長官執筆の法廷意見 (スカリア, ケネディ, トーマス, ギンズバーグ, ブライヤー, アリート, ケーガン各裁判官同調) のほか、ソトマイヨール裁判官の反対意見がある。

(19) *Grady v. North Carolina*, 135 S. Ct. 1368 (2015) (per curiam).

(20) *City & Cnty. of San Francisco v. Sheehan*, 135 S. Ct. 1765 (2015). アリート裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ケネディ, トーマス, ギンズバーグ, ソトマイヨール各裁判官同調) のほか、スカリア裁判官の一部同意・一部反対意見 (ケーガン裁判官同調) がある。ブライヤー裁判官は本判決に関与していない。

としたうえで、弁護人の交代を認めなかった原判決を破棄した Christeson 判決⁽²²⁾、重罪謀殺罪 (felony murder) などの共犯として有罪判決を州裁判所で受けた被告人が共同被告人らの通話記録が証拠として取り調べられた際に自分の弁護人が在廷していなかったことを理由に連邦裁判所にヘイビアス・コーパスを求めた事案について、公判の重大な場面での弁護の欠如は被告人が連邦憲法上の不利益を受けたことを推定させるとした Cronin 判決⁽²³⁾ などとは事実関係を異にしているため、州裁判所の判断は、AEDPA が定めた要件、すなわち、「連邦最高裁の判断により明確に確立された連邦法に反する場合」や「その不合理な適用に当たる場合」には該当しないとして、救済を認めた原判決を破棄した Donald 判決⁽²⁴⁾ がある。

(中島 宏)

IV 事実審理手続

事実審理手続に関する本開廷期の判決としては、「1996年テロ対策及び効果的な死刑法」は、州裁判所の判断が、「連邦最高裁の判断により明確に確立された連邦法」に反するか、そのような連邦法の不合理な適用に当たる場合にのみ、連邦のヘイビアス・コーパスによる救済を認めており (合衆国法典第28編 2254条 (d) (1))、そして、連邦最高裁の判例により、連邦法が「明確に確立された」と判断するにあたって、連邦控訴裁判所は自身の先例に依拠することはできないとされているが⁽²⁵⁾、被害者に致命傷を与えたのは被上告人だと主張していた検察官が、最終弁論の段階になって、その主張に加えて、教唆・幫助理論 (aiding and abetting theory) によっても被上告人を有罪とし得ると主張し、最終的に被上告人は第1級謀殺で有罪とされたところ、検察官の以上のような弁論には合衆国憲法修正6条——事件の性質と内容について告知を受ける権利の保障——および同修正14条——デュー・プロセスの保障——違反があ

(21) Martel v. Clair, 132 S. Ct. 1276 (2012).

(22) Christeson v. Roper, 135 S. Ct. 891 (2015) (per curiam).

(23) United States v. Cronin, 466 U.S. 648 (1984) [紹介、渥美東洋編『米国刑事判例の動向Ⅲ』96頁 [椎橋隆幸] (中央大学出版部, 1994年)].

(24) Woods v. Donald, 135 S. Ct. 1372 (2015) (per curiam). アリート裁判官の反対意見 (トーマス裁判官同調) がある。

(25) Marshall v. Rodgers, 133 S. Ct. 1446 (2013) (per curiam).

るとして被上告人が連邦裁判所に救済を求めた事案において、被上告人に救済を認めるのに必要とされる「明確に確立された」判例法は存在せず、第9巡回区連邦控訴裁は自身の先例のみに依拠して救済を認めたとして、原判決を破棄・差戻しとした Smith 判決⁽²⁶⁾がある。

(松田正照)

V 証人対面権

・ Clark 判決⁽²⁷⁾

2003年10月開延期の Crawford 判決⁽²⁸⁾は、1979年10月開延期の Roberts 判決⁽²⁹⁾を覆し、「証言的」な公判廷外供述を証拠として許容することは、原供述者が利用不能 (unavailable) であり、かつ、以前に被告人に反対尋問の機会が与えられていたという場合を除き、合衆国憲法修正6条の証人対面権条項によって禁じられるとした。本件は、「証言的 (testimonial)」ということの意義が問題となった事案である。

被上告人 Clark ——ニックネームは Dee ——は、ガールフレンドである T.T. と、T.T. の子である L.P. (当時3歳) および A.T. (当時1歳6か月) と一

(26) Lopez v. Smith, 135 S. Ct. 1 (2014) (per curiam).

(27) Ohio v. Clark, 35 S. Ct. 2173 (2015). アリート裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ケネディ, ブライヤー, ソトマイヨール, ケーガン各裁判官同調) のほか、スカリア裁判官の結論同意意見 (ギンズバーグ裁判官同調), トーマス裁判官の結論同意意見がある。

(28) Crawford v. Washington, 541 U.S. 36 (2004) [紹介, 浅香吉幹ほか「合衆国最高裁判所2003-2004年開延期重要判例概観」アメリカ法2004年2号257-263頁 (2005年), 早野暁・比較法雑誌39巻4号210頁 (2006年), 二本柳誠・比較法学39巻3号203頁 (2006年), 堀江慎司・アメリカ法2010年1号107-110頁 (2010年), 小早川義則『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅱ——証人対面権, 強制的証人喚問権』140頁 (成文堂, 2012年), 樋口範雄ほか編『アメリカ法判例百選』116頁 [津村政孝] (有斐閣, 2012年), 大沢秀介=大林啓吾編『アメリカ憲法判例の物語』411頁 [君塚正臣] (成文堂, 2014年), 憲法訴訟研究会=戸松秀典編『続・アメリカ憲法判例』341頁 [津村政孝] (有斐閣, 2014年)].

(29) Ohio v. Roberts, 448 U.S. 56 (1980) [紹介, 鈴木編・前掲注 (15) 105頁 [中空壽雅], 渥美編・前掲注 (23) 297頁 [安富潔], 小早川・前掲注 (28) 76頁].

緒に住んでいた。2010年3月、保育園の職員らは、L.P.の顔に赤いあざがあることなどに気付いた。職員に、「誰にされたの。何があったの」と尋ねられたL.P.は、「Deeが、Deeが」というようなことを述べた。

Clarkは、L.P.とA.T.を被害者とするドメスティック・ヴァイオレンスなど9つの訴因でオハイオ州の裁判所に起訴された。検察側は、保育園の職員に対するL.P.の供述——以下、「本件供述」という——を証拠として提出したが、L.P.は、公判廷で証言をしなかった。そして、事実審裁判所は、結局、オハイオ州証拠規則の伝聞証拠に関する規定に基づき、本件供述を証拠として許容した。

Clarkは、本件供述を証拠として許容することは修正6条に違反するとして異議を申し立てたが、事実審裁判所は、本件供述は「証言的」なものではなく、修正6条は適用されないとした。そこで、陪審は、8つの訴因について有罪の評決をし、28年の拘禁刑を言い渡した。しかし、州の控訴裁判所は修正6条違反があるとして事実審裁判所の有罪判決を破棄し、州最高裁も控訴裁判所の判決を維持した。

検察側の上告を受理した連邦最高裁は、大要、以下のような判断を示して、原判決を破棄し、差し戻した。

Crawford判決後の先例⁽³⁰⁾によれば、供述が「証言的」なものであるか否かは、その主たる目的が何であるか——「主たる目的」の審査 (the “primary purpose” test) ——によって決定される。進行中の緊急事態 (an ongoing emergency) に警察が対処するために聴取がなされるなど、会話の主たる目的が公判廷での証言の代用品 (an out-of-court substitute for trial testimony) を創り出すことでない場合には、修正6条は問題とならない。

(30) Davis v. Washington, 547 U.S. 813 (2006) [紹介、浅香吉幹ほか「合衆国最高裁判所2005-2006年開廷期重要判例概観」アメリカ法2006年2号285-288頁(2007年)、田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2005年10月開廷期刑事関係判例概観」比較法学41巻3号165-167頁〔二本柳誠〕(2008年)、堀江・前掲注(28)111-114頁、小早川・前掲注(28)173頁、憲法訴訟研究会=戸松編・前掲注(28)350頁〔津村政孝〕; Michigan v. Bryant, 562 U.S. 344 (2011) [紹介、浅香吉幹ほか「合衆国最高裁判所2010-2011年開廷期重要判例概観」アメリカ法2011年2号370-373頁(2012年)、田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2010年10月開廷期刑事関係判例概観(上)」比較法学46巻1号193-194頁〔二本柳誠〕(2012年)、中村真利子・比較法雑誌46巻4号383頁(2013年)].

また、連邦憲法制定当時の刑事訴訟において証拠として許容されていた種類の公判廷外供述については、その主たる目的にかかわらず、修正6条違反は生じないと解される⁽³¹⁾。

本件において、当裁判所は、法執行官以外の者に対する供述との関係で修正6条違反が生じ得るのか否かという、これまで態度を保留してきた問題を扱うことになった。この点で、当裁判所は、法執行官以外の者に対する供述はおおよそ修正6条の適用を受けることはないという立場をとらない。しかし、そのような供述は、法執行官に対する供述と比べると、「証言的」とであるとされることは多くないのではないと思われる。そして、本件供述は、明らかに、Clarkを訴追するための証拠を創り出すことを主たる目的とされたものではない。

本件供述は、進行中の緊急事態の文脈でなされたものであった。保育園の職員の質問もL.P.の返答も、L.P.に対する脅威について確認し、それを取り除くことを主たるねらいとしていた。職員は、虐待者を特定して被害者にさらに危害が加えられるのを防ぐために、質問をしたのである。

また、幼児の供述が「証言的」とされることは、めったにないと考えられる。刑事司法制度についてよく分かっていないL.P.のような3歳児が、公判廷での証言の代用品とするのを意図して供述するということは、ほとんどあり得ないであろう。

さらに、修正6条の制定が、それまでの刑事訴訟で許容されていた種類の証拠の排除を意図したものであったとは考えられない。そして、本件供述のような証拠は、コモン・ロー上も許容されていたとすることができる。

質問者の属性も重要な考慮要素となる。本件の質問者は保育園の職員であるが、保育園の職員と児童との関係は、警察と市民とのそれと、明らかに異なっている。

Clarkは、オハイオ州法上、保育園の職員には児童虐待について当局への通報義務があるから、職員の質問は警察官の取調べに等しいと主張する。しかし、法律上通報義務があるという一事をもって、保育園の職員と児童の会話は

(31) Crawford v. Washington, *supra* note 28; Giles v. California, 554 U.S. 353 (2008) [紹介、浅香吉幹ほか「合衆国最高裁判所2007-2008年開延期重要判例概観」アメリカ法2008年2号219-224頁(2009年)、田中ほか・前掲注(5)152-155頁〔宇川春彦〕、堀江・前掲注(28)114-116頁、小早川・前掲注(28)190頁、憲法訴訟研究会=戸松編・前掲注(28)359頁〔津村政孝〕]、

訴追のための証拠の収集を主たるねらいとしたものであるということではできない。

Clark は、陪審によって「機能的に証言と同様のもの (the functional equivalent of testimony)」として扱われるのであるから、本件供述は排除されるべきであるとも主張する。しかし、先例は、供述が「証言的」なものであるか否かは、陪審がそれを公判廷での証言と同様のものであると捉えるか否かによって決定されるとはしていない。また、そのように解したならば、事実上、検察側によって提出されるすべての公判廷外供述が「証言的」なものということになってしまうであろう。

(小川佳樹)

VI 死刑

・ Brumfield 判決⁽³²⁾

本件は、知的障害者を死刑に処することが合衆国憲法修正 8 条に違反するとした Atkins 判決⁽³³⁾ よりも前に死刑判決を受けた者が、同判決後、改めて、同判決を前提とした知的障害に関する証拠調べ——以下、「Atkins 判決に基づく証拠調べ」という——の機会を得るために、いかなる主張・立証をすればよいか問題となった事案である。

上告人 Brumfield は、1993年、謀殺罪で死刑判決を受けた。その後、2002年の Atkins 判決を受けたルイジアナ州最高裁は、Williams 判決⁽³⁴⁾ において、Atkins 判決に基づく証拠調べを受けるためには、知的障害を有すると信じるに足る「合理的根拠 (reasonable ground)」を提示するのに十分な証拠を提出

(32) Brumfield v. Cain, 135 S. Ct. 2269 (2015). ソトマイヨール裁判官執筆の法廷意見 (ケネディ, ギンズバーグ, ブライヤー, ケーガン各裁判官同調) のほか、トーマス裁判官の反対意見 (ロバーツ長官, アリート, スカリア各裁判官一部同調), アリート裁判官の反対意見 (ロバーツ長官同調) がある。

(33) Atkins v. Virginia, 536 U.S. 304 (2002) [紹介, 浅香吉幹「合衆国最高裁判所2001-2002年開廷期重要判例概観」アメリカ法2002年2号266-271頁 (2002年), 小早川義則『デュエ・プロセスと合衆国最高裁 I ——残虐で異常な刑罰, 公平な陪審裁判』171頁 (成文堂, 2006年), 岩田太『陪審と死刑——アメリカ陪審制度の現代的役割』374頁 (信山社, 2009年), 椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向 V』299頁 [中野目善則] (中央大学出版部, 2016年)].

(34) State v. Williams, 831 So. 2d 835 (La. 2002).

しなければならないとした。

そこで、Brumfield は、自らが知的障害者である旨を主張して Atkins 判決に基づく証拠調べを求めたが、ルイジアナ州地裁も同州最高裁もこれを斥けたため、連邦地裁にヘイピアス・コーバスの請求を行った。なお、「1996年テロ対策及び効果的な死刑法」により、Brumfield の請求が認められるためには、州裁判所の判断が、合衆国法典第28編2254条 (d) (1) にいう「連邦最高裁の判断により明確に確立された連邦法に反するか、そのような連邦法の不合理な適用に当たる」か、または、同 (2) にいう「州裁判所の手続において提出された証拠に照らし、事実に関する不合理な判断 (unreasonable determination of facts) に基づく」のでなければならない。

連邦地裁は、2254条 (d) (1) および (2) のいずれも充足されるとして Atkins 判決に基づく証拠調べを行い、Brumfield は知的障害者であると判断した。これに対し、第5巡回区連邦控訴裁は、2254条 (d) (1) および (2) のいずれも充足されておらず、Atkins 判決に基づく証拠調べを行うべきではないとした。

上告を受理した連邦最高裁は、大要、次のように述べて、原判決を破棄し、事件を差し戻した。

州裁判所の判断は、2254条 (d) (2) にいう事実に関する不合理な判断に当たる (そのため、同 (1) については検討の必要がない)。

我々は、州裁判所が用いた法的な基準の妥当性は問わないし、自らが知的障害者であるとの「合理的な疑い」を示した者だけが Atkins 判決に基づく証拠調べを受けられる、というルールが同判決に整合することも前提とする。しかし、① Brumfield の IQ テストのスコアは彼が知的障害者であることと整合しない、② Brumfield は適応障害 (adaptive impairment) について何らの証拠も提出していない、という州地裁の事実に関する判断は、いずれも不合理である。

まず、①について、州地裁は、Brumfield の IQ テストのスコアが75——ないしそれ以上——であるという医師の証言に基づき、知的障害者ではないとする。ここで、Williams 判決によれば、ルイジアナ州において知的障害があるとされるには、IQ テストにおける平均値を標準偏差の2倍以上下回っている (more than two standard deviations below the mean of the test) 必要がある。証言を行った医師が用いたウェクスラー式知能テストの場合、70以下がそれに当たる。

しかし、Williams 判決が述べるように、IQ テストのスコアの評価に際して

は測定標準誤差 (standard error of measurement (SEM)) を考慮しなければならない。そして、誤差を考慮すると、75 というスコアは、知的障害の範囲に入る可能性がある。

次に、②について、Williams 判決は、適応障害であるというためには、日常生活の様々な領域、すなわち、自己管理 (self-care)、言語の理解と使用 (understanding and use of language)、学習 (learning)、可動性 (mobility)、自己主導性 (self-direction)、自立した生活の能力 (capacity for independent living) のうち 3 つ以上において、重大な機能障害が存在することが必要であるとされた。

Brumfield が提出した証拠をみるに、幼少時に特殊学級に入れられたこと、学習障害が疑われること、かろうじて第 4 級の読解能力 (fourth-grade reading level) があるに過ぎないことからすると、「言語の理解と使用」および「学習」の 2 つの領域における重大な障害が、また、未熟児として生まれたこと、少年期に精神科の施設へ入れられたこと、そこで抗精神病薬や鎮静剤を処方されていたことからすると、残り 4 つの領域のうち少なくとも 1 つにおいて重大な障害があった可能性がある。

さらに、Atkins 判決より前には、知的障害がある旨の主張・立証が陪審に悪印象を与えるリスクのみが大きく、益するところが乏しかったため、Brumfield にはそうした主張・立証の機会がなかったことにも留意しなければならない。Williams 判決もいうように、この事情は、Atkins 判決に基づく証拠調べを行うべきであるという方向に作用する要素であるところ、州地裁は、これを考慮していない点でも、事実に関する不合理な判断を行ったといえる。

(滝谷英幸)

・ Glossip 判決⁽³⁵⁾

本件は、オクラホマ州において死刑の宣告を受けた死刑囚 21 名が、麻酔薬ミダゾラムを用いる同州の新しい死刑執行方法が「残虐で異常な刑罰」を禁止し

(35) Glossip v. Gross, 135 S. Ct. 2726 (2015). アリート裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官、スカリア、ケネディ、トーマス各裁判官同調) のほか、スカリア裁判官の同意意見 (トーマス裁判官同調)、トーマス裁判官の同意意見 (スカリア裁判官同調)、ブライヤー裁判官の反対意見 (ギンズバーグ裁判官同調)、ソトマイヨール裁判官の反対意見 (ギンズバーグ、ブライヤー、ケーガン各裁判官同調) がある。

た修正8条に違反するとして、合衆国法典第42編1983条に基づく訴えを提起し、そのうち4名——Glossip, Cole, Grant, Warner——が本案審理までの死刑の仮差止命令を求めた事件である。

オクラホマ州は、1977年以降、薬物注射を死刑執行方法として採用し、それは、第1に麻酔薬のチオペンタール・ナトリウムを注射して意識を喪失させた後、第2に筋弛緩剤を注射して骨格筋の運動を停止させ、第3に塩化カリウムを注射して心停止に至らせるという投薬手順に基づくものであった（これらの薬物を用いた死刑執行は、2008年まで30州で実施されていた）。しかし、その後、死刑反対論者の活動によりチオペンタール・ナトリウム——および、その代替薬のペンバルビタール——の製造ないし出荷が停止され、調達が不可能となったため、オクラホマ州は代替薬としてミダゾラムを用いる新しい投薬手順を採用し、2014年に死刑囚Lockettに対してこの方法で死刑を執行した。ところが、その執行に際し、Lockettにミダゾラムを注射して意識喪失の判定がなされた後、筋弛緩剤、塩化カリウムの大半を注射したところで、Lockettが動き出し、言葉を発したので、塩化カリウム注射を一時中断するという事態が生じた。同事件に対する調査の結果、注射のための静脈ラインの確保に問題があったことが唯一最大の原因であったとされ、この調査結果を受けて、オクラホマ州は、最初に投与するミダゾラムの量を——治療などに用いられる際の定量を超えた——500ミリグラムとすること、筋弛緩剤および塩化カリウム注射に伴う苦痛の除去を確実にするための各種安全策——予備用の静脈カテーテルの挿入、静脈ラインが確保されていることの確認手続、意識状態をモニターするための様々な方策など——を講じることを含む、新しい投薬手順を2014年9月30日に採用した。

上記4名は、2014年11月に死刑の仮差止命令を申立てた。これに対し、連邦地裁は、申立人らは、州が用いる死刑執行方法と比べて、苦痛を生ずるおそれを実質的に低いと認められるような、既知の利用可能な代替手段が存在することを何ら示していないし、また、州の投薬手順に「重大な苦しみ、不必要な苦痛を確実性または高度の蓋然性をもって生じさせるおそれ」があり、その「害悪発生のおそれが、客観的に容認不可能な限度にまで達している」⁽³⁶⁾という事実に関しても何ら証明を果たしていないとして、この申立てを斥けた。上訴を受けた第10巡回区連邦控訴裁も、連邦地裁の判断を支持した。その後、オクラ

(36) Baze v. Rees, *infra* note 37.

ホマ州は上記 4 名のうち Warner の死刑を 2015 年 1 月 15 日に執行したが、その後で連邦最高裁は、残り 3 名の死刑執行を停止し、本件を受理した。

連邦最高裁は、大要以下のような判断を示して、原審の判断を支持した。

Baze 判決⁽³⁷⁾に従えば、死刑の執行方法が修正 8 条に違反すると認められるためには、問題の執行方法に「重大な苦しみ、不必要な苦痛を確実性または高度の蓋然性をもって生じさせる」おそれがあり、「十分に差し迫った危険」があるという事実の認定を要する。また、同判決は、既知の利用可能な代替手段についての主張・立証責任が、受刑者の側にあることを明らかにしている。

しかし、第 1 に、本件申立人らは、既知の利用可能な代替手段と比べて、問題の執行方法に害悪を生じさせる実質的なおそれがあるという事実を何ら立証していない。また、申立人らは、利用可能な代替薬物を示すこともなければ、別の方法をとらなければならないほど現在の方法に苦痛が生じるおそれがあるという事実も示していない。

第 2 に、死刑執行に伴う苦痛はミダゾラムによって除去される高度の蓋然性があるという連邦地裁の事実認定には、「明白な誤り」は認められない。申立人らは、①ミダゾラムは、意識喪失状態を生じさせる効果はあるが、筋弛緩剤と塩化カリウムの投与の間、苦痛を感じない状態を「持続する」だけの効果はないとか、②ミダゾラムには、投与量が一定量を超えるとその効能が頭打ちになってそれ以上薬効が上がらない、いわゆる「天井効果」があり、500ミリグラムという多量の投与を行ってもその分の効果が望めないなどと主張するが、いずれの主張も容れることはできない。まず、①のミダゾラムに苦痛を感じない状態を「持続」させる効果があるという点については、それを認める第 1 審の専門家証人の証言に信憑性が認められるし、また、オクラホマ州の投薬手順は、ミダゾラムの効果が確実に持続するための各種の安全策を設けている。次に、②のミダゾラムの「天井効果」に関しては、およそミダゾラムにそのような現象が認められるか否かは問題ではなく、500ミリグラム以下の量でそのような現象が生じ、かつ、その量のミダゾラムでは筋弛緩剤と塩化カリウムの投与に伴う苦痛を除去できないのではないかという点だけが重要である。そして、この点に関する立証責任は申立人の側にある。しかし、申立人においては、この点の証明がほとんどなされていない。

(37) Baze v. Rees, 553 U.S. 35 (2008) [紹介、田中ほか・前掲注(5) 158-159頁 [新谷一朗]、小早川義則・名城ロースクール・レビュー18号169頁(2010年)].

そのほかに、申立人は、Baze 判決が死刑執行の投薬手順に関して合憲判断を下した際、当該手順を30州が採用している事実を根拠の1つに挙げていたのに対し、ミダゾラムを用いた今回の投薬手順を採用している州はたった4州に過ぎないと主張するが、Baze 判決には、その30州が採用していた手順と異なる執行方法には合憲性に疑いがあるなどという含意はない。また、申立人は、ミダゾラムが苦痛を除去しないことの1つの例証として、Lockett の死刑執行の事件を挙げるが、Lockett の執行の際に投与されたミダゾラムの量は100ミリグラムでしかなかったし、執行に支障を生じた原因はもっぱら静脈ラインの確保ができていなかった点にあるのだから、この事件の存在は申立人の立証目的にほとんど関係がない。

(杉本一敏)

Ⅶ 上訴等

・Ayala 判決⁽³⁸⁾

本件は、訴追側による専断的忌避が Batson 判決⁽³⁹⁾ に反するかどうかを審理する手続—— Batson 審理手続——に被告人側の参加を認めなかったことが仮に連邦法上の瑕疵に当たるとした場合に、当該瑕疵が無害の (harmless) のものといえるかどうかが問題となった事案である。

殺人などの事実で起訴されたヒスパニックの Ayala は、陪審選任過程で訴追側が申し立てた専断的忌避のうち、7名に対するもの——これによって、候補者中のアフリカ系やヒスパニックの者は全員排除されることになった——は、Batson 判決に照らし許容されない旨の異議申立てをした。州裁判所は、Batson 審理手続を——訴訟戦術が明らかになるおそれを理由とする訴追側の求めを受けて—— Ayala とその弁護人の参加を認めない形で実施した。同手

(38) Davis v. Ayala, 135 S. Ct. 2187 (2015). アリート裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官、スカリア、ケネディ、トーマス各裁判官同調) のほか、ケネディ裁判官の同意意見、トーマス裁判官の同意意見、ソトマイヨール裁判官の反対意見 (ギンズバーグ、ブライヤー、ケーガン各裁判官同調) がある。

(39) Batson v. Kentucky, 476 U.S. 79 (1986) [紹介、橋本裕蔵・比較法雑誌20巻3号120頁 (1986年)、藤田浩・判例タイムズ642号51頁 (1987年)、鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第4巻』118頁 [宮崎英生] (成文堂、1994年)、樋口ほか編・前掲注 (28) 128頁 [小山田朋子]]。

続の結果、州裁判所は、各専断的忌避はいずれも有効かつ人種中立的な (race-neutral) 根拠に基づくものであると判断した。

その後、有罪判決を受け死刑を宣告された Ayala が上訴したが、州最高裁は、Batson 審理手続に Ayala 側を参加させなかったことは州法上の瑕疵に当たるが無害のものであり、また、これが仮に連邦法上の瑕疵に当たるものだったとしても—— Chapman 判決⁽⁴⁰⁾に照らし——無害のものであるとした。

Ayala がその後連邦裁判所にヘイビアス・コーパスによる救済を求めたところ、連邦地裁は、本件 Batson 審理手続に仮に連邦法上の違法が認められたとしても、連邦裁判所は、「1996年テロ対策及び効果的な死刑法 (AEDPA)」に照らし、州最高裁の判断を覆すことはできないとした。これに対し、第9巡回区連邦控訴裁は、本件 Batson 審理手続は、Ayala の連邦憲法上の権利を侵害するもので、訴追側の専断的忌避によって排除された7名の陪審員候補者中少なくとも3名との関係では当該瑕疵は—— Brecht 判決⁽⁴¹⁾に照らし——無害のものとはいえないとした。

これに対し、連邦最高裁は、以下のような判断を示し、Ayala 側を Batson 審理手続に参加させなかったことが仮に連邦憲法上の何らかの瑕疵に当たるとしても、その瑕疵はすべて無害のものであるとして、原判決を破棄し、事件を差し戻した。

Brecht 基準によれば、仮に Ayala の連邦法上の権利が侵害されたとしても、ヘイビアス・コーパスによる救済を受けられるのは、事実審段階での瑕疵によって Ayala が「実際に不利益を受けたこと (actual prejudice)」が立証された場合に限られる。

Fry 判決⁽⁴²⁾によれば、Brecht 基準は、AEDPA の要件を包摂するものであり、ヘイビアス・コーパスによる救済について同法上明規されている制限——①救済の基礎となる主張に理由があるかどうかに関する裁判 (adjudication on the merits) が下されていることを前提として、当該裁判が、②連邦最高裁判例により明確に確立されている連邦法に反するか、その不合理な適用を含むものと認められる場合、あるいは、③州裁判所での審理のなかで提出された証拠に照らし不合理な事実認定に基づくものと認められる場合を除き、ヘイビア

(40) Chapman v. California, 386 U.S. 18 (1967).

(41) Brecht v. Abrahamson, 507 U.S. 619 (1993).

(42) Fry v. Pliker, 551 U.S. 112 (2007) [紹介、麻妻和人・比較法雑誌42巻4号171頁(2009年)].

ス・コーパスによる救済を受けられないとするもの——を撤廃するものではない。

本件では、州最高裁が、仮に連邦法上の瑕疵があったとしても Chapman 判決の基準に照らしそれは無害のものである旨の裁判を下していること自体には争いが無い。したがって、Ayala の主張を排斥する旨の州裁判所による当該裁判について、②ないし③の要件の充足性が問題となる（本件では、Ayala 側が Batson 審理手続に参加できなかったことによって「実際に不利益を受けたこと」の立証に際し、公正な法律家であれば州最高裁の裁判に賛同する者は 1 人もいないであろうことが示されなければならない）。

本件では、Ayala がその排除に異議を申し立てた陪審員候補者 7 名との関係では、——原判決が無害の瑕疵ではないとした 3 名との関係でも、残りの 4 名との関係でも、州最高裁の裁判が記録に照らし不合理な事実認定に基づくものであることや、当該裁判が連邦最高裁判例によって確立されている連邦法に反するか、その不合理な適用に基づくものであることを Ayala は立証できていないため——仮にその排除の過程に連邦法上の瑕疵が認められたとしても、その瑕疵は無害のものとして認められる。

(小島 淳)

・その他

上訴に関する本開廷期の判決としては、ほかに、事実審裁判所が弁護人の最終弁論を制限したことが、有罪判決の自動的な破棄が要求される「構造的な瑕疵 (structural error)」に当たるかが争われたヘイビアス・コーパスの事案において、そのような最終弁論の制限が「構造的な瑕疵」に当たるとする連邦最高裁の先例はないとして、救済を認めた第 9 巡回区連邦控訴裁の原判決を破棄・差戻しとした Frost 判決⁽⁴³⁾、弁護人よる弁護が有効なものではなかったとして、Wiggins 判決⁽⁴⁴⁾ および Spisak 判決⁽⁴⁵⁾ に依拠して被告人が連邦のヘイビアス・コーパスを求めたという事案において、連邦地裁は Spisak 判決に基づく主張を斥けたが、Wiggins 判決に基づく主張を容れて救済を認め、検察側が Wiggins 判決に基づく判示の誤りを理由に控訴したのに対し、被告人が Spisak 判決に基づく主張を再びしたところ、第 5 巡回区連邦控訴裁は、検察側の主張

(43) Glebe v. Frost, 135 S. Ct. 429 (2014) (per curiam).

(44) Wiggins v. Smith, 539 U.S. 510 (2003).

(45) Smith v. Spisak, 558 U.S. 139 (2010).

を認める一方、上告人の Spisak 判決に基づく主張に関する判断は権限外としてその主張をとり上げなかったことについて、American R. Express Co. 判決⁽⁴⁶⁾——交差上訴をしていない被上訴人は、判決で示された自己の権利を拡大したり、反対当事者の権利を減じたりすることを目的として判決を非難することができないとした——を引用しつつ、Jennings が控訴審で Spisak 判決に基づく主張を再びしても、そのことが連邦地裁の判決で示された上告人の権利を拡大したり、検察側の権利を減じたりするものではないとして、Spisak 判決に基づく主張を上告人が控訴審で繰り返すにあたり交差上訴の必要はないとした Jennings 判決⁽⁴⁷⁾がある。

(松田正照)

VIII 行刑

行刑に関する本開廷期の判決としては、皮膚疾患が認められる場合を除き、受刑者が髭を生やすことを禁止する州矯正局の方針は、信教の自由の享受に実質的な負担を課すものであり、やむにやまれぬ利益を促進するための、最も制限的ではない手段とはいえず、「宗教的土地利用及び被収容者法 (Religious Land Use and Institutionalized Persons Act of 2000 (RLUIPA))」に違反するとした Holt 判決⁽⁴⁸⁾、訴訟救助 (*in forma pauperis*) による受刑者の訴えが棄却された場合、当該棄却について上訴が係属中であつたとしても、合衆国法典第 28 編 1915 条 (g) のいわゆる三振規定——嫌がらせ、悪意に基づく、または、救済を付与すべき請求を欠くという理由で 3 度以上訴えや上訴が棄却された場合に、当該受刑者による訴訟の提起などを制限するもの——にいう「空振り (a strike)」に該当するとした Coleman 判決⁽⁴⁹⁾、第 3 巡回区連邦控訴裁が、合衆

(46) United States v. American R. Express Co., 265 U.S. 425 (1924).

(47) Jennings v. Stephens, 135 S. Ct. 793 (2015). スカリア裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官、ギンズバーグ、ブライヤー、ソトマイヨール、ケーガン各裁判官同調) のほか、トーマス裁判官の反対意見 (ケネディ、アリート各裁判官同調) がある。

(48) Holt v. Hobbs, 135 S. Ct. 853 (2014). 法廷意見はアリート裁判官が執筆 (全裁判官一致)。ギンズバーグ裁判官の同意意見 (ソトマイヨール裁判官同調) がある。

(49) Coleman v. Tollefson, 135 S. Ct. 1759 (2015). 法廷意見はブライヤー裁判官が執筆 (全裁判官一致)。

国憲法修正 8 条のもと、被収容者には、効果的な自殺予防対策の適宜の実施を求める権利があるとして、矯正局長官らの免責 (qualified immunity) の主張を斥けたのに対し、当該権利について、当時、連邦憲法上明白に確立したものであったとはいえないとして、これを破棄した *Barkes* 判決⁽⁵⁰⁾がある。

(原田和往)

IX 刑事実体法

・ *Yates* 判決⁽⁵¹⁾

合衆国法典第18編1519条は、連邦の調査を妨害する目的で、記録、文書または有体物 (tangible object) を改ざんし、破壊し、損傷し、隠匿し、隠ぺいし、偽造し、または、これに虚偽の記載をすることを禁止している。本件は、この「有体物」に魚が含まれるかが争われた事案である。

メキシコ湾で調査を行っていた連邦の捜査官が、被告人の漁船の漁獲物に、連邦の規程 (federal conservation regulations) に定められているサイズよりも小さなアコウ (red grouper) が含まれていることを発見した。しかし、被告人は、帰港するまでの間に規定よりも小さなアコウを船外に捨てるよう船員に指示した。

被告人は、合衆国法典第18編2232条 (a) ——押収を妨げるための財物の破壊または移転——と1519条の罪で起訴されたが、2232条 (a) の罪による有罪判決については争っていない。しかし、1519条の罪での訴追については、同条が、投資家の保護およびエンロン社破綻後の金融市場における信頼の回復を意図して2002年に制定されたサーベンス・オクスリー法 (*Sarbanes-Oxley Act of 2002*) に由来していることを指摘し、同条における「有体物」には、コンピューターのハード・ディスクや航海日誌のような、情報を記録するために使われる物のみが含まれ、魚は含まれないと主張した。

これに対して、連邦地裁は、1519条が企業の不正行為をターゲットにして立法されたことを承認しつつも、同条における「有体物」に該当するのは、「記

(50) *Taylor v. Barkes*, 135 S. Ct. 2042 (2015) (per curiam).

(51) *Yates v. United States*, 135 S. Ct. 1074 (2015). ギンズバーグ裁判官執筆の相対的多数意見 (ロバーツ長官, ブライヤー, ソトマイヨール各裁判官同調) のほか、アリート裁判官の結論同意意見, ケーガン裁判官の反対意見 (スカリア, ケネディ, トーマス各裁判官同調) がある。

録」や「文書」のような性質を帯びているものに限られないとして、同条の罪の成立を認めた。また、第11巡回区連邦控訴裁は、1519条における「有体物」とは、辞書上の定義と同様に、「物的な形状を有する」ものであるから、魚も当然これに含まれるとして、1519条の罪の成立を認めた。

これに対して、連邦最高裁は、1519条における「有体物」には、情報を保存または記録するために用いられるもののみが含まれるとして、原判決を破棄した。相対的多数意見の内容は、概ね以下のとおりである。

法律上の文言の意味は、それが用いられているコンテキストから導かれ、その言葉の辞書上の意味のみで決まるわけではない。「連邦調査及び破産記録の破壊、変更、又は偽造」という1519条の見出しや、同条が法人の不正行為や会計監査に関する妨害行為を明示的に対象とする規定（1516条ないし1518条）の直後に規定されていることは、同条における「有体物」に、あらゆる物的証拠が含まれるわけではないことを示している。記録、文書その他の物を、公的手続におけるその物の完全性またはその使用の有用性を損なう目的で、改ざんし、破壊し、損傷し、または隠匿することを禁止する1512条（c）（1）が、1519条と同時期に可決されたということも、同様である。なぜなら、連邦政府が主張するように、1519条における「有体物」にあらゆる物体（physical object）が含まれると解釈すると、1519条に違反する行為は1512条（c）（1）にも違反することになるため、1512条（c）（1）独自の意義が失われることになるが、そうした解釈に賛同することはできないからである。

同種解釈（*noscitur a sociis*）または同類解釈（*eiusdem generis*）の原則によれば、1519条において、「有体物」という文言が「あらゆる記録、文書」から始まる言葉のリストの最後に位置しているということから、「有体物」には、情報を記録または保存するために用いられるもののみが含まれるという解釈が導かれる。そして、こうした解釈は、1519条の禁止行為のうち、「偽造し、又はこれに虚偽の記載をする」行為が、典型的には、ハード・ディスクや航海日誌のような情報を記録または保存する記録や文書を客体としていることとも一致する。

また、あらゆる種類の物的証拠の改ざんを禁止していると解釈されてきた1962年模範刑法典241.7条における「記録、文書、又は物（thing）」の意味も、1519条の解釈の指標とはならないというべきである。なぜなら、241.7条は軽罪を規定し、行為者が「公的手続又は調査が進行中であり又は開始されようとしているものと信じて」いた事例のみを対象としており、1519条とは大きく異な

るからである。

そして、法律解釈の伝統的ツールにこうして依拠することが、1519条における「有体物」の意味について何らかの疑問を残すのであれば、慈悲の原則 (lenity of rule) に従って判断されなければならない。

(松本圭史)

・Elonis 判決⁽⁵²⁾

本件は、州際通商において、他者を害する脅迫を含む情報を発信することを連邦犯罪としている合衆国法典第18編875条 (c) の違反について、被告人が当該情報の脅迫的性質を認識している必要があるかどうか争われた事案である。

上告人 Elonis は、ソーシャル・ネットワーキング・サービスのフェイスブックのページに、自作のラップの歌詞を仮名で投稿した。当該歌詞は架空のもので、現実の人物について描写したものではないとの注意書きを付していたものの、生々しい暴力的な言葉と画像を含んでおり、この投稿が合衆国法典第18編875条 (c) に違反するとして、5件の投稿について起訴された。

連邦地裁は、Elonis の投稿について、通常人ならば、発信した内容が脅迫と解されるであろうと予見し得る場合には脅迫に当たるといえることを陪審に説示した。Elonis は、脅迫を伝達しようとする意図があったことを立証する必要があるという説示を求めたが、連邦地裁はこれを容れず、Elonis は5件のうち4件について有罪判決を下された。第3巡回区連邦控訴裁もまた、875条 (c) においては、言葉を伝達する意図があればよく、通常人ならば Elonis の投稿を脅迫とみなすであろうとして、連邦地裁の判断を維持した。

連邦最高裁は、大要以下のとおり判示し、原判決を破棄・差戻しとした。

875条 (c) は、情報の発信に脅迫が含まれていることを行為者が意図していなければならないかについて明確に規定していない。Elonis は、「脅迫」という文言の定義自体に加害の意図が含まれると主張するが、「脅迫」の一般的定義は心理状態を表したものではない。他方、875条 (b) および (d) では、「強要の意図」という要件が要求されていることから、875条 (c) においては一定の心理状態に関する要件が除外されていると解すべきではない。

(52) *Elonis v. United States*, 135 S. Ct. 2001 (2015). ロバーツ長官執筆の法廷意見 (スカリア, ケネディ, ギンズバーグ, プライヤー, ソトマイヨール, ケーガン各裁判官同調), アリート裁判官の一部同意・一部反対意見, トーマス裁判官の反対意見がある。

当該規定が心理の状態について規定していないとしても、その要件が排除されているわけではない。というのも、「不法行為が犯罪行為となるには意識的であればならない」、あるいは、行為者の行為は「心的に非難に値する」ものでなければならないという基本原則が反映されるためである。したがって、心理状態は犯罪の立証に必要な要件である。しかしながら、行為者は自身の行為が違法であると知っていなければならないということにはならない。必要であるのは、行為者が、自身の行為が犯罪に該当する結果を生じさせる事実を認識していることである。したがって、要求される心理状態について何も規定されていない場合、不法行為と不可罰行為を区別するために、当該法規に必要な心理状態の要件を読み込む必要がある。

そこで、875条(c)においては情報が発信されたことと、その情報が脅迫を含むことの立証が必要である。そして、不法行為と不可罰行為を区別するための決定的な要素は、当該情報の脅迫的性質であるから、心理状態の要件が、当該情報に脅迫が含まれるという事実に対応していなければならない。Elonisの有罪判決は、彼の投稿が通常人によってどのように理解されるかということのみを前提とするが、これは過失不法行為法における民事責任を判断する基準であり、従来の犯罪成立要件が一定の不法行為の認識を必要としてきたことと相反する。心理状態の要件は、行為者が脅迫の目的で情報を伝達するか、あるいは、情報が脅迫とみなされるであろうという認識をもって伝達することによって充足されるのである。

以上より、第3巡回裁判所の説示は、875条(c)のもとでの有罪判決を支持するには十分とはいえない。

(熊谷智大)

・McFadden 判決⁽⁵³⁾

本件は、規制薬物法 (Controlled Substances Act (CSA)) (合衆国法典第21編841条(a)(1))違反の罪の主観的要素について争われた事案である。

上告人McFaddenは、ビデオ店の店主McDanielに対し、コカインなどと同様に中枢神経系に作用し得る、MDPV, MDMC, 4-MECとして知られる成分

(53) *McFadden v. United States*, 135 S. Ct. 2298 (2015). トーマス裁判官執筆の法廷意見 (スカリア, ケネディ, ギンズバーグ, プライヤー, アリート, ソトマイヨール, ケーガン各裁判官同調) のほか、ロバーツ長官の一部同意・結論同意意見がある。

を含む粉末を「バス・ソルト」として販売した。

大陪審は、McFadden を規制薬物類似体 (controlled substance analogues) 販売の 8 つの訴因と共謀の 1 つの訴因で起訴した。公判で、McFadden は、販売していた物質が規制薬物法のもとで規制されているとは知らなかったと主張した。連邦地裁は、McFadden が、認識しつつ、あるいは意図的に、規制薬物と実質上同様に中枢神経系に作用する物質を販売したこと、かつ、その物質を人に摂取させるつもりであったことについてのみ評決するよう、陪審に指示した。陪審はすべての訴因について McFadden を有罪とした。McFadden は控訴したが、第 4 巡回区連邦控訴裁はこれを棄却し、同裁判所の先例に依拠して、本件では、主観的要素については、被告人が本件物質を人に摂取させるつもりであったことが証明されれば足りるとした。

連邦最高裁は上告を受理し、概ね次のように述べて原判決を破棄し、事件を差し戻した。

合衆国法典第 21 編 813 条は、規制薬物類似体を人に摂取させるつもりであった場合について、同編第 13 章第 1 節パート B の別表 I または II に規定された規制薬物と同様に扱うことを要求しているため、規制薬物を認識しつつ、あるいは意図的に、製造し、頒布し、投与し、あるいはそれらを行う意図で所持することを違法とする 841 条 (a) (1) の適用が問題となる。841 条 (a) (1) は、被告人に「規制薬物」を扱っていることの認識を要求しているが、被告人が、当該薬物を別表に記載された何らかの薬物であると認識していれば、この要件は充足される。したがって、規制薬物類似体の場合も同様の認識が要求され、それは次の 2 つの方法で証明され得る。すなわち、第 1 に、被告人が、当該薬物の特性を認識していたか否かにかかわらず、実際に別表に列挙された規制薬物、あるいはそれと同様に扱われる規制薬物であると認識していたことを示す証拠による方法であり、第 2 に、被告人が、当該薬物の類似体としての法的性質を知らなくても、その扱っている特定の類似体を認識していたことを示す証拠による方法である。合衆国法典第 21 編 802 条 (32) (A) は、化学構造が別表の規制薬物と実質的に同様の物質である、中枢神経系への作用が当該規制薬物と実質的に同様あるいはより大きい物質である、あるいは、特定の者が、そのような作用を有するものと表示したまたはそのような作用を得ようとする物質であるという、その特性によって「規制薬物類似体」を定めている。したがって、このような特性の認識があれば、被告人の行為を違法とする事実の認識に欠けるところはない。

これに対して、主観的要素として人に摂取させるつもりであったことしか要求しない第 4 巡回区連邦控訴裁の見解は、813条に適合せず、採用できない。また、検察側は、被告人が、何らかの法のもとで違法な、あるいは規制されている薬物を扱っていると認識していれば足りるとするが、841条 (a) (1) が認識を要求する「規制薬物」には、いずれかの法律で規制される薬物すべてが含まれるのではなく、別表に列挙された薬物か、法律によってそれと同様に扱われる薬物しか含まれない。一方、McFadden は、薬物を「類似体」たらしめている特性の認識が必要だと主張するが、薬物に841条 (a) (1) の適用をもたらすのは「規制されている」という事実であり、その認識は上記の 2 つの方法で証明されるのである。

主観的要素に関する連邦地裁の陪審への説示は不十分であり、その点について無害の手続的瑕疵に当たるか否かの検討が必要であるのに、第 4 巡回区連邦控訴裁はこの問題に取り組んでいない。そこで、その点について検討させるため、事件を差し戻す。

(大庭沙織)

・ Johnson 判決⁽⁵⁴⁾

本件は、ミネソタ州法における散弾銃不法所持罪が、武装常習犯罪者法 (Armed Career Criminal Act) における「暴力的重罪 (violent felony)」に当たるか否かが争われた事案において、暴力的重罪の定義規定の一部について、その漠然性が問題となったものである。

合衆国法典第18編922条 (g) は一定の場合に銃器所持を禁止する規定を置いており、その違反には通常10年以下の拘禁刑が定められているところ、武装常習犯罪者法は、暴力的重罪や薬物犯罪の前科が3犯ある者については、それを加重し15年以上の拘禁刑とする旨の規定を置いている。合衆国法典第18編924条 (e) (2) (B) (ii) は、その「暴力的重罪」を定義するなかで、不法目的の侵入、放火、財物強要、爆発物の利用を伴う犯罪を列挙するとともに、「その他」として、「他者の身体に傷害をもたらす重大な潜在的危険を有する行為を伴う犯罪」——以下、「その他」部分を指して「残余条項」と呼ぶ——を掲

(54) Johnson v. United States, 135 S. Ct. 2551 (2015). スカリア裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ギンズバーグ, ソトマイヨール, ケーガン各裁判官同調) のほか, ケネディ裁判官の結論同意意見, トーマス裁判官の結論同意意見, アリート裁判官の反対意見がある。

げている。

上告人 Johnson は、922条 (g) 違反の銃器所持について有罪を認めたが、その際、検察官は、ミネソタ州法における散弾銃不法所持罪が上記「残余条項」に当たるとし、それを含めた暴力的重罪の前科3犯が肯定されるとして、武装常習犯罪者法の適用を主張した。「残余条項」が、その漠然性のゆえに違憲無効であるとする主張については、すでに連邦最高裁における James 判決⁽⁵⁵⁾と Sykes 判決⁽⁵⁶⁾において斥けられているところであり、連邦地裁および第8巡回区連邦控訴裁は、「残余条項」に該当することを肯定し、武装常習犯罪者法による刑の加重を肯定した。

これに対し連邦最高裁は、以下のような理由から「残余条項」による刑の加重は合衆国憲法修正5条のデュー・プロセス条項に反するとして、原判決を破棄・差戻しとした。

そもそも、「残余条項」に該当するか否かを判断するにあたっては、裁判所はまず、問題となる犯罪が、通常の事案において包含する行為類型を抽象的に示す必要があり、さらにそのうえで、その抽象的な行為類型が「残余条項」における「重大な潜在的危険」を有するものか否かを判断しなくてはならない。そもそも、現実の行為について「重大な潜在的危険」の有無を判断するだけでも不明確さを伴うところ、「残余条項」は、裁判所の想定する抽象概念について同様の判断を行うことを要求しており、より一層不明確性を増大させている。そのように不明確な「残余条項」を適用して刑を加重することは、被告人の予測可能性を害し、裁判官による恣意的適用を許すことにつながり、デュー・プロセス条項に違反する。

さらに、「残余条項」の不明確性と恣意的適用の問題が明らかになった以上、当該条項による刑の加重を肯定した James 判決と Sykes 判決の判断に固執することは、先例法理の趣旨たる公平性、予測可能性、一貫性を促進するどころか損なうことになるとして、両判決の判断を覆すことを明示した。

(田山聡美)

(55) James v. United States, 550 U. S. 192 (2007) [紹介、田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2006年10月開廷期刑事関係判例概観」比較法学42巻2号350-352頁〔田山聡美〕(2009年)].

(56) Sykes v. Unites States, 564 U. S. 1 (2011) [紹介、田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2010年10月開廷期刑事関係判例概観(下)」比較法学46巻3号232-234頁〔田山聡美〕(2013年)].

・その他

刑事実体法に関する本開廷期の判決としては、ほかに、銀行強盗がその犯行中ないし逃走中に、他人を強制的に同伴した場合に刑を加重する合衆国法典第18編2113条 (e) の規定について、同伴して移動する距離の長短によって、その同伴行為のもつ危険性が変わるものではないから、その距離は数フィートの短い距離で足りるとした *Whitfield* 判決⁽⁵⁷⁾、外国人の国外退去処分の根拠を定めた合衆国法典第8編1227条 (a) (2) (B) (i) は、連邦の薬物規制法上の定義に該当する規制薬物に関するあらゆる法律違反——連邦法・州法・外国法を問わない——によって有罪判決を受けたことを挙げているが、薬物規制法と異なる定義をもつ州法上の規制薬物に関する麻薬道具所持罪で有罪となった者について、州法上と連邦法上の定義に相当程度重なり合いが認められたとしても、国外退去処分とすることはできないとした *Mellouli* 判決⁽⁵⁸⁾、アリゾナ州ギルバート・タウンの屋外掲示規制中、教会等の行事案内の掲示に関して枚数・大きさ・場所・時間を細かく定めた規定が、表現の自由に対する制約であるとして争われた事件について、当該規制は文面上、表現内容規制に属するものであって厳格審査基準に服するところ、当該規制が設けられた目的たる美観や安全の確保のために必要最小限度の規制とはいえず、厳格審査基準を充たさないとした *Reed* 判決⁽⁵⁹⁾ がある。

(田山聡美)

X その他

以上のほか、市議会 (board of aldermen) によって市警察を解雇された複数

(57) *Whitfield v. United States*, 135 S. Ct. 785 (2015). 法廷意見はスカリア裁判官が執筆 (全裁判官一致)。

(58) *Mellouli v. Lynch*, 135 S. Ct. 1980 (2015). ギンズバーグ裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, スカリア, ケネディ, プライヤー, ソトマイヨール, ケーガン各裁判官同調) のほか、トーマス裁判官の反対意見 (アリート裁判官同調) がある。

(59) *Reed v. Town of Gilbert*, 135 S. Ct. 2218 (2015). トーマス裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, スカリア, ケネディ, アリート, ソトマイヨール各裁判官同調) のほか、アリート裁判官の同意意見 (ケネディ, ソトマイヨール各裁判官同調), プライヤー裁判官の結論同意意見, ケーガン裁判官の結論同意意見 (ギンズバーグ, プライヤー各裁判官同調) がある。

の警察官が、合衆国法典第42編1983条の規定に基づく訴えである旨を明示しないまま、その解雇は彼らが市議会議員の1人の犯罪行為を明るみに出したためであり、合衆国憲法修正14条のデュー・プロセスの権利が侵害されたとして、市に対する損害賠償を求めた事案について、連邦地裁がサマリー・ジャッジメントでこれを斥け、第5巡回区連邦控訴裁が訴えの根拠となる上記連邦法の明示がないとして控訴を斥けたのに対して、弁論を開かずに控訴審判決を破棄・差戻しとした Johnson 判決⁽⁶⁰⁾、国土安全保障省 (Department of Homeland Security) が発したアルカイダによる旅客機ハイジャック計画のおそれに関する意見に基づき、傘下の運輸安全保障局 (Transportation Security Administration (TSA)) が連邦航空保安官 (Federal Air Marshall) 全員を召集して当該問題に関する指示説明を行ったものの、その数日後に、ラスベガス駐在の航空保安官が、TSA から、日をまたぐ任務は中止する旨のテキスト・メッセージを受け取り、その理由が経費削減のためであると知ったことから、ハイジャック警戒中に当該任務を中止することは危険であり、違法であるとして、テレビ記者にその事実を告げ、これが明るみに出た結果、TSA から機密を要する情報を許可なく開示したとして解雇されたため、同保安官が、その開示は合衆国法典第5編2302条 (b) (8) (A) に基づく公益通報 (whistle blowing) に該当するとして、能力主義任用制度保護委員会 (Merit Systems Protection Board) に不服を申し立てたところ、同委員会は同保安官の開示行為は公益通報者保護の例外である法律違反行為に当たるとして斥けたが、連邦巡回区控訴裁 (The Court of Appeals for the Federal Circuit) がこれを破棄したという事案について、公益通報者保護の例外である法律違反は文字どおり法律の違反であることを要するところ、問題となる開示行為は、合衆国法典第49編114条 (r) (1) による授権に基づいて TSA 長官が定めた規則によって禁止されているが、114条 (r) (1) 自体は禁止を定めてはいないとして、原判決を維持した MacLean 判決⁽⁶¹⁾、重罪 (felony) たる大麻譲渡の罪で有罪となった上告人が、保釈の条件として FBI (連邦捜査局) に提出していた自己所有の銃を友人に交付してもらいたい旨 FBI に求めたところ、当該友人への譲渡は上告

(60) Johnson v. City of Shelby, 135 S. Ct. 346 (2014) (per curiam).

(61) Dep't of Homeland Sec. v. MacLean, 135 S. Ct. 913 (2015). ロバーツ長官執筆の法廷意見 (スカリア, トーマス, ギンズバーグ, ブライヤー, アリート, ケーガン各裁判官同調) のほか, ソトマイヨール裁判官の反対意見 (ケネディ裁判官同調) がある。

人による所持と擬制されるから、重罪前科を有する者が銃器を所持することを禁じた合衆国法典第18編922条 (g) の規定に違反するとして拒絶されたため、その譲渡の許可を求める訴えを連邦地裁に求めたという事案について、譲受人が当該銃について重罪の前科のある者の支配を許さないことが確保される限りは、922条 (g) の規定は裁判所による第三者への譲渡の命令を妨げるものではないとした Henderson 判決⁽⁶²⁾、イラクへの派兵に関して軍の浄水業務を請け負っていた業者が不正な請求をしているとして合衆国法典第31編3731条に基づいて提起された刑事的民事訴訟 (*qui tam* action) の出訴期間について、戦時出訴期間停止法 (Wartime Suspension of Limitation Act) が規定する出訴期間の進行停止の適用の有無などについて争われた事案で、同法の適用は犯罪の訴追に限られるとした Kellogg Brown & Root Servs. 判決⁽⁶³⁾、被告人として拘禁されていた上告人が、看守の指示に反したことを理由に房から無理矢理引っ張り出されるという過剰な有形力の行使を受けたが、それは修正14条のデュー・プロセス条項に違反するとして、合衆国憲法第42編1983条の規定に基づいて看守を訴えた訴訟について、看守の主観的な意図は問題ではなく、意図的もしくは認識したうえで行使された有形力が客観的に不合理であることを示せば足りるとした Kingsley 判決⁽⁶⁴⁾ がある。

(田中利彦)

(62) Henderson v. United States, 135 S. Ct. 1780 (2015). 法廷意見はケーガン裁判官が執筆 (全裁判官一致)。

(63) Kellogg Brown & Root Servs. v. United States *ex rel.* Carter, 135 S. Ct. 1970 (2015). 法廷意見はアリート裁判官が執筆 (全裁判官一致)。

(64) Kingsley v. Hendrickson, 135 S. Ct. 2466 (2015). プライヤー裁判官執筆の法廷意見 (ケネディ, ギンズバーグ, ソトマイヨール, ケーガン各裁判官同調) のほか、スカリア裁判官の反対意見 (ロバーツ長官, トーマス各裁判官同調), アリート裁判官の反対意見がある。